

主な議案を ピックアップ Pick UP

坂出市犯罪被害者等支援条例制定

市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、その権利利益の保護を図り、犯罪被害者等の支援を推進します。

■ 市の責務

- 関係機関と連携・協力して、犯罪被害者等の支援のための施策を実施する

■ 市民・事業者の責務

- 犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努める
- 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る民事、刑事等に関する手続に適切に関与することができるように、その就労、勤務、休暇等について十分配慮するよう努める

3月定例会の日程

3月 3日	本会議 委員会	施政方針、提案説明 議会運営委員会
3月10日	本会議	一般質問(代表・個人)
3月11日	本会議	一般質問(個人)
3月12日	本会議 委員会	議案質疑・委員会付託 議会運営委員会
3月13日	委員会	教育民生委員会の審査
3月14日	委員会	総務消防委員会の審査
3月17日	委員会	市民建設委員会の審査
3月25日	議員総会 本会議	委員長報告 委員長報告への質疑・討論・採決 追加議案の提案説明 追加議案への質疑・討論・採決

補正概要

総務費

プロジェクトマネジメント業務 委託料
3,783万9千円

令和6年12月に坂出市中心市街地活性化公民連携事業の特定事業契約を締結し、事業者より提示のあった事業計画に基づき、増額補正しました。

